

## 食品安全委員会が収集したハーブに関する主な情報

### ○化学物質

#### スイス連邦保健局(BAG)、ステビア(*Stevia rebaudiana*)に関する情報を公開

公表日：2011/11/14 情報源：スイス連邦保健局(BAG)

<http://www.bag.admin.ch/themen/lebensmittel/04861/04972/index.html?lang=de>

スイス連邦保健局(BAG)は11月14日、ステビア(*Stevia rebaudiana*)に関する情報を公開した。概要は以下のとおり。

ステビア・レバウディアナは南アメリカ原産のキク科の多年草で、その葉はステビオール配糖体(steviol glycosides)を含むため甘い。これらの葉又はその抽出物は、広くノンカロリーの甘味料(砂糖の代用品)として使用、提供されている。スイスの法的状況はどうであろうか？

ステビア及びステビオール配糖体のQ&Aは以下のとおり。

#### 1. ステビアについて

ステビア・レバウディアナはドイツ語で「Süßkraut(甘い草)」又は「Honigkraut(ハチミツ草)」と呼ばれている南アメリカ原産のキク科の多年草である。ステビアの葉は甘味のあるステビオール配糖体を含んでいる。そのため、ステビアは、南アメリカでは数百年にわたり、甘味料として使用されてきた。甘味を生かして、ステビアの葉及び植物そのものが使用され、ステビアの葉から抽出されたステビオール配糖体が甘味料として使用されている。ステビオール配糖体には、ステビオシド<sup>(※)</sup>及びレバウジオシドA<sup>(※)</sup>が含まれ、砂糖より甘い一方、カロリーフリーである。ステビオール配糖体は食品法のもとで、添加物として、厳密には、甘味料に該当する。

#### 2. ステビアの健康リスクについて

1999年6月に、欧州連合(EU)の食品科学委員会(SCF)は、ステビア又はその葉の使用に関し、健康的に無害とするには入手可能な科学的データは不十分であるという結論に達した。

2008年6月に、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)は、ステビオール配糖体を毒性学的に評価し、ステビオールとして一日摂取許容量(ADI)を0~4mg/kg体重/日と設定した。このことにより、個々の食品における添加物としての最大使用量を設定することができる。

欧州食品安全機関(EFSA)は2010年4月、2008年のJECFA評価を確認する報告書を公表した。これにより95%以上の純度のステビオール配糖体は、ADIを基に、安全であるとした。

#### 3. スイスにおける法的状況

ステビア：ステビアの安全性は評価で十分にカバーされていないため、ステビア及びその葉は食品及び食品甘味料として市販することはできない。例外として少量(1~2%)のステビアの葉を、ハーブティーに混ぜて使用することができる。

ステビオール配糖体：スイスの法令(ZuV：添加物規則)では、添加物として許可されていない。ZuVのもとでステビオール配糖体をスイスで市販するには、以下の2つの方法がある。

- (1) EUにおいては、2011年11月11日以降、ステビオール配糖体は一定の使用条件の下で、添加物として許可されている。EU規制に準拠しているステビオール配糖体を含む製品は許可が不要であるが、ZuVの規定に基づき、BAGに届け出る必要がある。
- (2) EU規制に準拠していないステビオール配糖体を含む製品は、申請された用量が安全な量である場合、BAGは、個別に一時的な許可を出すことができる。

#### (※) ステビオシド及びレバウジオシドA

テルペノイド(五炭素化合物であるイソプレヌユニットを構成単位とする天然に存在する化合物の総称)の配糖体である。

○関連情報（海外）

**欧州連合(EU)：EU規則No. 1333/2008の附属書Ⅱの改訂を公表(2011年11月12日付け)**

ステビオール配糖体の各種食品における最大使用量を設定した委員会規則No. 1131/2011を公布した。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:295:0205:0211:EN:PDF>

**欧州食品安全機関(EFSA)：ステビオール配糖体の申請された食品添加物用途の安全性に関する科学的意見書を公表(2010年4月14日付け)**

EFSAは、ラットにステビオシド2.5%を混餌した2年間の発がん性試験から得た無毒性量(NOEL)に100倍の安全係数を適用し、ステビオール等量として表わされるステビオール配糖体のADIを4mg/kg体重/日に設定した。

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1537.pdf>

**オーストリア保健・食品安全局(AGES)：ステビアに関するQ&Aを公表(2011年11月22日付け)**

<http://www.ages.at/ages/ernaehrungssicherheit/lebensmittelzusatzstoffe/faq-stevia/>

○関連情報（国内）

**厚生労働省：食品添加物**

ステビア抽出物及びステビア末が既存添加物として、「既存添加物名簿」に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/>

（上記ページからのリンク先）公益財団法人日本食品化学研究振興財団：既存添加物名簿収載品目リスト(平成23年8月18日更新：34ページ)

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/0/c3f4c591005986d949256fa900252700>

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。